

訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用者 _____ 様

事業所： 医療法人いつき会 守山いつき病院

重要事項説明書

守山いつき病院が提供する訪問リハビリテーションサービスの内容に関し、ご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者（法人）の名称 医療法人いつき会
主たる事務所の所在地 愛知県犬山市上坂町五丁目 232 番地
代表者の職名・氏 名 理事長 佐藤 正樹

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 医療法人いつき会 守山いつき病院
所在地 愛知県名古屋守山区守山二丁目 18 番 22 号
介護保険指定番号 2311302125
サービス提供地域 守山区内 （その他 近隣地域）

(2) 営業時間

月曜～金曜 午前 8:30 ～ 午後 5:30
通常営業ではない日 土曜・日曜・祝日（年末年始含む）

職員体制

資 格	常 勤	非常勤	計
理学療法士	3 名	0 名	3 名
作業療法士	0 名	0 名	0 名
言語聴覚士	0 名	0 名	0 名

2025 年 6 月 1 日現在

※医師は守山いつき病院の常勤および非常勤医師、または専任医師。

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

医療法人いつき会が開設する守山いつき病院が行う訪問リハビリの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のリハビリテーション職員（以下「リハビリ職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

<運営の方針>

訪問リハビリテーションの提供に当たって、事業所のリハビリ職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業所のリハビリ職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用料金

介護保険を利用した場合

サービスの種類	算定項目	算定単位数	
		介護	予防
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	308	298
※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に 介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は 30単位の減算となります。			

名古屋市の地域区分 3級地 1単位=10.83円

介護保険においては介護保険負担割合証又は介護保険証に記載の負担割合となります。但し、介護保険の給付限度を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

<交通費等>

駐車禁止区域（管轄する警察署から駐車許可証が発行されない場合、又は発行される

までの間) の場合にお近くのコインパーキングなどの有料駐車場を利用した時や緊急時に有料道路等を利用した時は実費を徴収いたします。

<キャンセル料金>

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。但し、利用者の体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

連絡先：守山いつき病院訪問リハビリ

TEL 090-7915-7846 (須藤)

TEL 070-4115-6346 (川上)

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日 (当日) キャンセルの場合	予定料金の 50%

※ 予定料金とは、提供を予定していた訪問リハビリの介護報酬の総額となります。

<料金の支払方法>

原則、口座引き落としとさせていただきます。契約終了後ご説明致します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

本契約書を通じて利用契約を結んだ日からサービスのご利用が可能となります。

サービス担当者会議にて決定した時間での訪問リハビリの提供を行います。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所都合で終了する場合は終了 1 か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了 (以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します)

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当[自

立]と認定された場合

- ・利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、1か月以内の期限を決めて催告したにもかかわらず、なお支払わなければ事業所は文書で通知することにより、契約を解約することができます。
- ・利用者やご家族の方などが、事業所や事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ・風邪、病気などの際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

6 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

相談窓口 守山いつき病院 在宅療養支援部 訪問リハビリ

担当： 須藤 雄一郎

TEL： 0570-07-3101

外部苦情相談窓口 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

TEL： 052-972-3087

愛知県国民健康保険団体連合会

TEL： 052-971-4165

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医氏名 _____ 医師 _____

連絡先 _____ 守山いつき病院 _____

電話 _____ 0570-07-3101 _____